

令和 2 年 7 月 10 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03516

研究課題名（和文）日本における法曹倫理理論の確立に向けた基礎研究 守秘義務と利益相反を中心に

研究課題名（英文）A Study on Professional Responsibility of Lawyers in Japan - Focusing on Confidentiality and Conflict of Interest

研究代表者

石田 京子 (Ishida, Kyoko)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：10453987

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、未だ必ずしも学術的な理論の確立に至っていない法曹倫理という学問的分野について理論的体系化を目指すため、その中核として位置付けられる守秘義務および利益相反の理論について基礎的な研究を行った。守秘義務については、いずれの法域においても、その根拠として依頼者の保護と共に弁護士の独立した専門職としての職務遂行があることを確認した。また、利益相反について、これまで日本においてはその趣旨として、依頼者の利益の保護、弁護士の適切な職務の遂行、弁護士の品位保持の3点が説明されてきたが、欧米ではより精緻化した議論の中で、依頼者の秘密の保護が主要な論点となっていることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

弁護士の行為規範の明確化、精緻化は、利用者である市民、企業に質の高い法的サービスを提供するために不可欠な営みである。本研究では、未だ必ずしも理論的な確立に至っていない、法曹倫理の中核的な部分である、守秘義務および利益相反に焦点をあてて、その根拠と規律の現状について、海外の状況も含めて検討を行った。既に論文等で学術的な公表は行っているが、今後実務家との実質的な対話をより行うことにより、これらの中核的価値に対する弁護士および社会の理解を促進したい。

研究成果の概要（英文）：In order to theoretically systematize the academic field of legal ethics, which has not necessarily established an academic theory in Japan, this research conducted basic research on the theory of confidentiality and conflict of interest, which are positioned as the core value of the legal profession.

With regard to confidentiality obligation, it was confirmed that in all jurisdictions the protection of the client and the execution of duties by lawyers as independent professionals are the basic grounds for this. Regarding Japan's conflict of interest, the following three points have been explained in Japan as follows: (1) protection of the client's interests, (2) the execution of appropriate duties by lawyers, and (3) maintenance of the integrity of lawyers. In a more elaborate discussion, it was confirmed that the protection of the client's secret was the main issue in the US and Europe.

研究分野：法曹倫理

キーワード：法曹倫理 リーガルプロフェッション 弁護士論 専門職倫理

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

2004年に日本弁護士連合会は、弁護士職務基本規程という、弁護士の行為を法的に規律する会規をその歴史上初めて制定した。その後、本規程の解説を同年に公表し、2011年には大幅な改訂版を公表しているものの、規則自体については本研究を開始した2017年4月の時点においても、制定以来一度も改正されていなかった。

一方、弁護士の懲戒件数は2015年に初めて100件を超えており、メディアでも弁護士の非行が取り沙汰されることが散見されるようになった。弁護士業務の多様化に伴い、弁護士と依頼者の関係、社会の関係も複雑化してきている。刑法にも該当するような横領行為等が弁護士の非行に該当することは明らかであるが、それでは、遺言執行者に就任した弁護士がその後相続人の一人の代理人となることは非行だろうか。依頼を受けてもいない者の情報の真偽を確かめるために、他の弁護士にその者から連絡があったことを話す行為は、非行だろうか。依頼者の財産を守るために、弁護士が自分の息子に当該依頼者に融資させる行為は非行だろうか。

これらの問題を含む事件について、単位弁護士会ないし日本弁護士連合会の判断は分かっていた。その背景には、そもそも弁護士の「非行」とはどのようなことを意味し、なぜそのような判断が求められるのか、実は理論的な構築が必ずしも十分になされていないという現状があり、そしてその現状に対して、研究者の責任は大きいと考える。2004年に法科大学院が設置されるまで、大学の科目として広く法曹倫理が教授されることはなく、このことが必然的に研究者によるこの分野の理論的体系化を遅らせてしまっていた。また、大学教員の多くが実務経験に乏しいことから、実務界の規律について論じることへのためらいもあったと考える。しかし、考えてみれば、このようなためらいを民法や刑法については感じず、法曹倫理についてのみ感じることは不合理であり、欧米諸国で1960年代以降、必ずしも実務経験を持たない研究者による理論的体系化が進んだこの分野について日本の研究者が進んで研究結果を公表せず現在に至っていることは、グローバルに見て学術的にも実務的にも日本の利益にはなっていない状況であった。

### 2. 研究の目的

本研究「日本における法曹倫理理論の確立に向けた基礎研究 守秘義務と利益相反を中心に」は、未だ必ずしも学術的な理論の確立に至っていない法曹倫理という学問的分野について理論的体系化を目指すため、その中核として位置付けられる守秘義務および利益相反の理論について基礎的な研究を行うことを目的としたものである。

### 3. 研究の方法

本研究における視座として、以下に述べる「タテの軸」と「ヨコの軸」の二つの視点を持ちながらその有機的な関りがどのようにあるべきか、研究を進めていくこととした。

タテの軸：法曹倫理の分野においてなぜ、守秘義務と利益相反は理論的中核に位置付けられるのか、アメリカ、イギリス、EUにおける歴史的な変遷を紐解く。具体的には、職業社会学の古典理論も踏まえて、なぜ法律専門職には一般人には適用されないルールが適用されるのか、そしてその中核としてなぜ、守秘義務と利益相反が「セット」で存在したのかを明らかにする。少なくとも現時点の日本においては、守秘義務と利益相反の理論は必ずしも「セット」で中核をなすものであるという理解は浸透していない。諸外国の理論の変遷を紐解くと同時に、日本においてこれらの理論がどのように用いられてきたか、あるいは用いられてこなかったのか、その背景についても検討する。

ヨコの軸：守秘義務と利益相反の規律について、現在、アメリカにおいてもヨーロッパ諸国においても規律の見直しや解釈の変更が見られるが、それはなぜか、検討を行う。この検討には、単なる理論的な比較検討では不十分であり、それぞれの国において弁護士がどのような役割を担い、諸外国の弁護士が相互にどのような影響を受けながら実務を行っているのかを調査する必要がある。これらを踏まえた上で、日本における守秘義務と利益相反の規律の内容とその適用を検討し、その問題を明らかにする。そして、日本は守秘義務と利益相反について、どのような規律を行うべきか、具体的な規律の在り方を検討する。

具体的には、以下のプロセスで研究を進めていった。

- |               |  |
|---------------|--|
| 平成 29(2017)年度 | アメリカ、イギリス、EUにおける守秘義務と利益相反の理論的変遷についての検討。(タテの軸の展開)   |
| 平成 30(2018)年度 | アメリカ、イギリス、EUにおける守秘義務と利益相反の規律の現状についての調査。(ヨコの軸の展開)   |
| 平成 31(2019)年度 | 2年間の検討を踏まえて、タテの軸とヨコの軸がどのように有機的に交わるべきなのか、検討結果をまとめる。 |

### 4. 研究成果

この3年間、研究成果の公表も積極的に行ってきた。Kyoko Ishida, Deterioration or refinement? Impacts of an increasing number of lawyers on the lawyer discipline system in Japan, International Journal of the Legal Profession Vol.24, pp.243-257(2017)では、

本研究の過程で分析した日本における懲戒事件について詳細な検討を行い、言説として指摘されてきた若手弁護士の非行よりも、むしろシニア弁護士の懲戒事件が問題となっている状況について公表した。本論文については、国内外から大きな反響を得て、その後、石田京子「若手弁護士は弁護士の質を下げているのか？」法と社会研究第3号 49-70頁（2017年）で日本語でもさらに事例分析を深めた論文を発表している。さらには、Kyoko Ishida, Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution? -How Japanese People View ADR-, Asian Pacific Mediation Journal Vol.1, pp.17-29(2019)では、実証研究の結果を基礎として、一般市民は裁判外の紛争解決に悪いイメージを持っておらず、むしろ適切な事件について、そのアクセスを促す法律専門職の行為規範が求められることを論じている。

上記に挙げた論文は、本研究の過程で発見した知見についての報告となるが、本研究のテーマの中核に関する理論的検討については、2019年1月より『ジュリスト』において「新時代の弁護士倫理」という連載企画のコーディネーターを務め、積極的な発信を行ってきた。本連載は、法律学の代表的な雑誌である『ジュリスト』が初めて法曹倫理を連載のテーマとして取り上げたこと、実務家と研究者がコラボレーションして座談会や論文を公表していったことにより、大きな反響を得た。現在、書籍化の作業を進めている。

また、加藤新太郎先生古稀記念論文集（2020年8月公刊予定）において、「利益相反回避手段としての情報遮断措置の位置づけ アメリカにおける議論の変遷を参考に」を公表し、アメリカにおける法律事務所内の情報遮断措置が、どのような位置づけにあるかを検討した。今後若手弁護士の事務所間の移動も増えてくることが予測され、そのような場合の日本における利益相反の規律の在り方への示唆を得た。

加えて、過去3年間、隣接法律専門職を含めた倫理研修でも多数講師を務めてきており、実務家との対話を重ねてきた。2017年以降、3年間にわたり、東京社会保険労務士会の法律講座導入編の講師として、「専門職倫理」をテーマとして講義を行っている。また、司法書士会の倫理研修についても、継続して協力してきた。そして、弁護士会においては、2016年以降、沖縄弁護士会、大阪弁護士会等の倫理研修の講師を務めている。中でも、2019年11月には、大阪弁護士会の倫理研修で講演し、欧米における守秘義務、利益相反の規律と日本の現状の違いについて説明し、今後の日本の弁護士職務基本規程の改正の方向性について議論した。

この三年間の研究成果は、2020年度からの科研費（基盤C）「日本における法曹倫理理論の確立に向けた発展研究 第三者に対する誠実義務」にもつながっている。今後、さらなる積極的な研究公表を行っていきたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 石田京子	4. 巻 13
2. 論文標題 ADRにおける弁護士の役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Law and Parctice	6. 最初と最後の頁 55-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 11
2. 論文標題 法科大学院の現状と課題 今般の制度改革を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 17-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 法律相談者の弁護士利用に関するプロセス的検討 法律相談者追跡調査のデータから	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経験的社会科学としての法社会学 総合的な視座からの精緻な考察	6. 最初と最後の頁 215-233
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 LGBTと司法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 LGBTをめぐる法と社会	6. 最初と最後の頁 90-104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 1
2. 論文標題 弁護士の行為規範としての性差別の禁止 ABA弁護士職務模範規則におけるハラスメント禁止規定の導入に関する覚書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 「尊厳ある社会」に向けた法の貢献 社会法とジェンダー法の協働	6. 最初と最後の頁 67 - 621
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 31
2. 論文標題 民事司法アクセス分野における司法制度改革の成果と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kyoko Ishida	4. 巻 1
2. 論文標題 Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution? -How Japanese People View ADR-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Asian Pacific Mediation Journal	6. 最初と最後の頁 17-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 石田京子	4. 巻 12
2. 論文標題 「プロセスとしての法曹倫理教育 法科大学院で教えるべきこと」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 臨床法学	6. 最初と最後の頁 17-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kyoko Ishida	4. 巻 18
2. 論文標題 Why Does Surname Matter? Past, Present, and Future Prospect of Family Law from a Gender Perspective in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal of Korean Law	6. 最初と最後の頁 59-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Kyoko Ishida	4. 巻 1
2. 論文標題 Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution? -How Japanese People View ADR-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Asian Pacific Mediation Journal	6. 最初と最後の頁 17-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子・高中正彦・市川充	4. 巻 1527
2. 論文標題 弁護士のプロフェッション性をめぐって (座談会)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 11
2. 論文標題 弁護士コミュニティはなぜ子育てを語るべきか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 136-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 14
2. 論文標題 ADR手続における満足の規定因の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 152-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 14
2. 論文標題 一般市民向けインターネット調査の概要と主要な結果	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 224-242
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 280
2. 論文標題 「純粋未修者」弁護士の初期キャリア：67期弁護士2016年郵送調査データから	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 1-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 -
2. 論文標題 弁護士コミュニティのジェンダーギャップはなぜ問題なのか アメリカの議論からの示唆と日本における課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『現代日本の法過程』宮澤節生先生古稀記念論文集	6. 最初と最後の頁 605～623
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 -
2. 論文標題 利益相反を規律する裁判所の役割	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 加藤哲夫他編『現代民事手続の法理』上野泰男先生古稀祝賀論文	6. 最初と最後の頁 23～36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 22
2. 論文標題 専門職の倫理 弁護士を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 55～61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 ISHIDA, Kyoko	4. 巻 24
2. 論文標題 Deterioration or refinement? Impacts of an increasing number of lawyers in Japan	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 International Journal of the Legal Profession	6. 最初と最後の頁 243～257
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 3
2. 論文標題 若手弁護士は弁護士の質を下げているのか？	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 49～70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 石田京子	4. 巻 13
2. 論文標題 スタッフ弁護士の連携活動における倫理問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 172 ~ 184
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田京子	4. 巻 -
2. 論文標題 依頼者保護基金の展望 アメリカでの状況を踏まえて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 森際康友・高中正彦編『依頼者見舞金 国際的未來志向的視野で考える』	6. 最初と最後の頁 154 ~ 163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 7件)

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 The Need for Female Legal Profession and the Challenges to Produce them in Japan
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ジェンダーの視点から見た72期弁護士
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 プロセスとしての法曹倫理教育
3. 学会等名 臨床法学教育学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 62期弁護士の法曹養成課程の評価
3. 学会等名 日本法社会学会年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 国際的視点で考える弁護士倫理の課題～守秘義務と利益相反を中心に
3. 学会等名 大阪弁護士会倫理研修会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ジェンダーの視点から見た利用者の評価
3. 学会等名 日本法社会学会年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法曹倫理とジェンダー
3. 学会等名 日本臨床法学教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響
3. 学会等名 日本法社会学会2017年度学術大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Why Surname Matters? Past, Present, and Future Prospectus of Family Law from Gender Perspective in Japan
3. 学会等名 International Conference on Surname Issues ' in Emerging Feminist Jurisprudence in East Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 The Gap between Rhetoric and Reality: Professional Legal Services Provided by Bengoshi and Quasi Lawyers in Japan
3. 学会等名 Waseda-Berkley International Symposium 2017 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Regulation for Whom? Principle and Practice of Regulation of Conflict of Interests in Japanese Bar
3. 学会等名 Asian Law and Society Association Annual Meeting 2017 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Unpopular or Unfamiliar Dispute Resolution? ? How Japanese people view ADR
3. 学会等名 Asian Law Seminar at University of Washington School of Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 アメリカにおける弁護士会の依頼者信託口座に対する規律
3. 学会等名 国際法曹倫理シンポジウム2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 ABA弁護士職務模範規則における違法行為是正と守秘の義務
3. 学会等名 国際法曹倫理シンポジウム2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 浅古弘監訳	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 308
3. 書名 『近代法の形成と実践 19世紀日本における在野法曹の世界 』	

1. 著者名 石田京子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 260
3. 書名 プロボノ活動の原則と実務 (Deborah Rhode, Pro Bono in Principle and in Practice (Stanford University Press, 2005))	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----